特別自治市制度の法制化及び推進に対し、慎重で十分な議論を求める意見書

現在、少子高齢化が急速に進展し、今後の生産年齢人口が減少する中、将来にわたり、持続可能で最適な行政サービスを提供していくことが、地方自治体に強く求められているところである。

このような状況の中、近年、指定都市市長会などが中心となって、道府県から独立して全ての事務を一元的に行う特別自治市（以下「特別市」という。）制度の法制化を目指す動きが活発になってきている。

大都市（指定都市）が行政の効率化や意思決定の迅速化を図り、それにより住民サービスの向上を目指していくという意図は、十分理解できるところであるが、反面、特別市制度が実現すれば、道府県の担う財政的基盤や広域的、調整的機能が著しく弱体化し、これまで培ってきた十分な機能維持ができなくなり、道府県の衰退を余儀なくされる恐れがある。

特に、財政面では、大都市（指定都市）からの税収が道府県に入らないことにより、大都市（指定都市）とその他の市町村との間に格差が拡大し、さらに、災害対応や警察事務などの住民の命や生活に関わる広域行政事務の面では、支援や調整機能に悪影響が生じる懸念があり看過できない。

また、その影響を受ける市町村においても、住民にとって必要不可欠なサービスの維持、確保が困難になるばかりか、基礎自治体としての機能そのものが成り立たなくなることが強く懸念される。

本議会としては、大都市制度の見直しを含め、持続可能で最適な行政サービスを提供するための地方制度改革について議論すること自体を否定するものではない。しかし、特別市制度は、広域的な調整機能や、市町村の行財政運営において極めて大きな課題があり、市民生活にも重大な悪影響を及ぼす恐れがあることから、本市議会は、特別市の法制化に強く反対するものである。

よって、国においては、大都市（指定都市）の主張に偏ることなく、大都市（指定都市）以外の市町村や道府県の行財政運営に与える影響を多角的に検証し、地方自治の本旨に基づいた熟議を尽くすよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月５日

伊勢原市議会